

資料1 親子とみられる野犬



【2021年11月ごろに南区妹尾で近隣住民が撮影】

資料3 法改正を受けた各自治体のホームページの記載

防府市

動物愛護法が改正されました

動物の愛護及び管理に関する法律（通称：動物愛護法）は、動物の遺棄や虐待の防止、動物の適正な飼養や管理の促進を図るため、令和2年6月から、動物を適正に飼養するための規制が強化されました。

[改正動物愛護法の概要（環境省）](#)

主な改正内容

- 無責任な餌やりに関する都道府県の指導等の強化

不適正な飼養や無責任な餌やりなどによって、周辺の生活環境が損なわれているときは、原因者に対して、都道府県が立入検査、指導、勧告、命令を行うことができるようになりました。（動物愛護法第25条）

原因者が命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。（動物愛護法第46条の2）

大阪市

「動物の愛護及び管理に関する法律」について

改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和2年6月1日に施行され、法第25条第1項において、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたことの起因となる活動に「給餌・給水」が追加されました。

「給餌・給水」により周辺の生活環境が著しく損なわれている事態が生じた場合についても、これにより指導等を行ってまいります。

（改善命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられる可能性があります。）

岡山市は、給餌や給水が加わったことに触れていない

資料2 改正動物愛護法の規定(赤線が改定部分)

動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法、2020年6月1日施行)

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

岡山市

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について（令和3年6月1日施行分を追加しました。）

[2021年10月7日] ID:22003

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [シェア](#) [ツイート](#)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。今回の主な改正内容は以下のとおりです。

(略)

- 動物の適正飼養のための規制の強化
- 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- 特定動物に関する規制の強化
- 動物虐待に対する罰則の引き上げ

(略)